

武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱新旧対照表

改正案（新）	現行（旧）
<p>武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱 平成23年3月30日訓令（乙）第13号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、<u>道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に規定する協議会及び道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条</u>に規定する地域公共交通会議として、武蔵村山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>第2条 略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 交通会議は、委員20人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 利用者の代表者 3人以内</p> <p>エ 国土交通省関東運輸局長又はその指名する職員 1人</p> <p>オ 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 4人以内</p> <p>カ～ケ （略）</p> <p>コ 東京都北多摩北部建設事務所の職員 1人</p> <p>(2) （略）</p> <p>第4条～第6条 略</p>	<p>武蔵村山市地域公共交通会議設置要綱 平成23年3月30日訓令（乙）第13号</p> <p>（設置）</p> <p>第1条 地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）<u>第9条の2</u>に規定する地域公共交通会議として、武蔵村山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を置く。</p> <p>第2条 略</p> <p>（組織）</p> <p>第3条 交通会議は、委員19人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1) 次に掲げるところにより市長が委嘱する者</p> <p>ア～イ （略）</p> <p>ウ 利用者の代表者 4人以内</p> <p>エ 国土交通省関東運輸局の職員 1人</p> <p>オ 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者 3人以内</p> <p>カ～ケ （略）</p> <p>(2) （略）</p> <p>第4条～第6条 略</p>

改正案（新）	現行（旧）
<p><u>（運賃協議会）</u></p> <p><u>第7条 道路運送法第9条第4項に規定する路線等に係る運賃等を協議するため、必要に応じ交通会議に運賃協議会（以下「協議会」という。）を置くことができる。</u></p> <p><u>2 協議会は、次に掲げる構成員をもって組織する。</u></p> <p><u>(1) 武蔵村山市長又はその指名する者</u></p> <p><u>(2) 市長が住民の意見を代表する者として指名する者</u></p> <p><u>(3) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する職員</u></p> <p><u>(4) 当該一般乗合旅客自動車運送事業者</u></p> <p><u>3 前2項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。</u></p> <p>（協議結果の取扱い）</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>（庶務）</p> <p><u>第9条 略</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第10条 略</u></p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年1月19日から施行する。</u></p>	<p>（協議結果の取扱い）</p> <p><u>第7条 略</u></p> <p>（庶務）</p> <p><u>第8条 略</u></p> <p>（委任）</p> <p><u>第9条 略</u></p>